

第五章

北九州市障害者計画【拡充版】 (新規・拡充)

【凡例】主な事業の見方

新規・・・平成24年度策定の当初計画（平成24年度～29年度）に掲げた事業名（162事業）として掲載がなく、今回、新たに掲げたもの。

拡充・・・平成24年度策定の当初計画に事業名として掲載している事業で、今回、内容を拡充して取り組むもの。

*なお、当初計画策定の平成24年度以降、平成26年度までに、すでに新規・拡充に着手済のものについては、事業内容欄に、着手開始年度記載。

1 北九州市障害者計画【拡充版】（新規・拡充）の趣旨

平成24年2月の当初計画策定後、国において障害福祉に関する様々な法整備が行われました。

具体的には、平成24年6月に障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「障害者優先調達推進法」が成立し、平成25年4月に施行されました。

平成25年6月には、精神障害者の地域生活への移行の促進などを目的とした「精神保健福祉法」の改正が行われ、平成26年4月に施行されました。

同じく、平成25年6月、雇用の分野における差別の禁止を推進するため、「障害者雇用促進法」が改正され、段階的に施行されており、平成28年4月からの差別の禁止や平成30年4月からの精神障害者の雇用の義務付けなどが定められたほか、法定雇用率の見直しなどが予定されています。

また、平成25年6月、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行されることとなりました。

国では、これらの法制度の整備等を踏まえ、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、同年2月に発効しました。

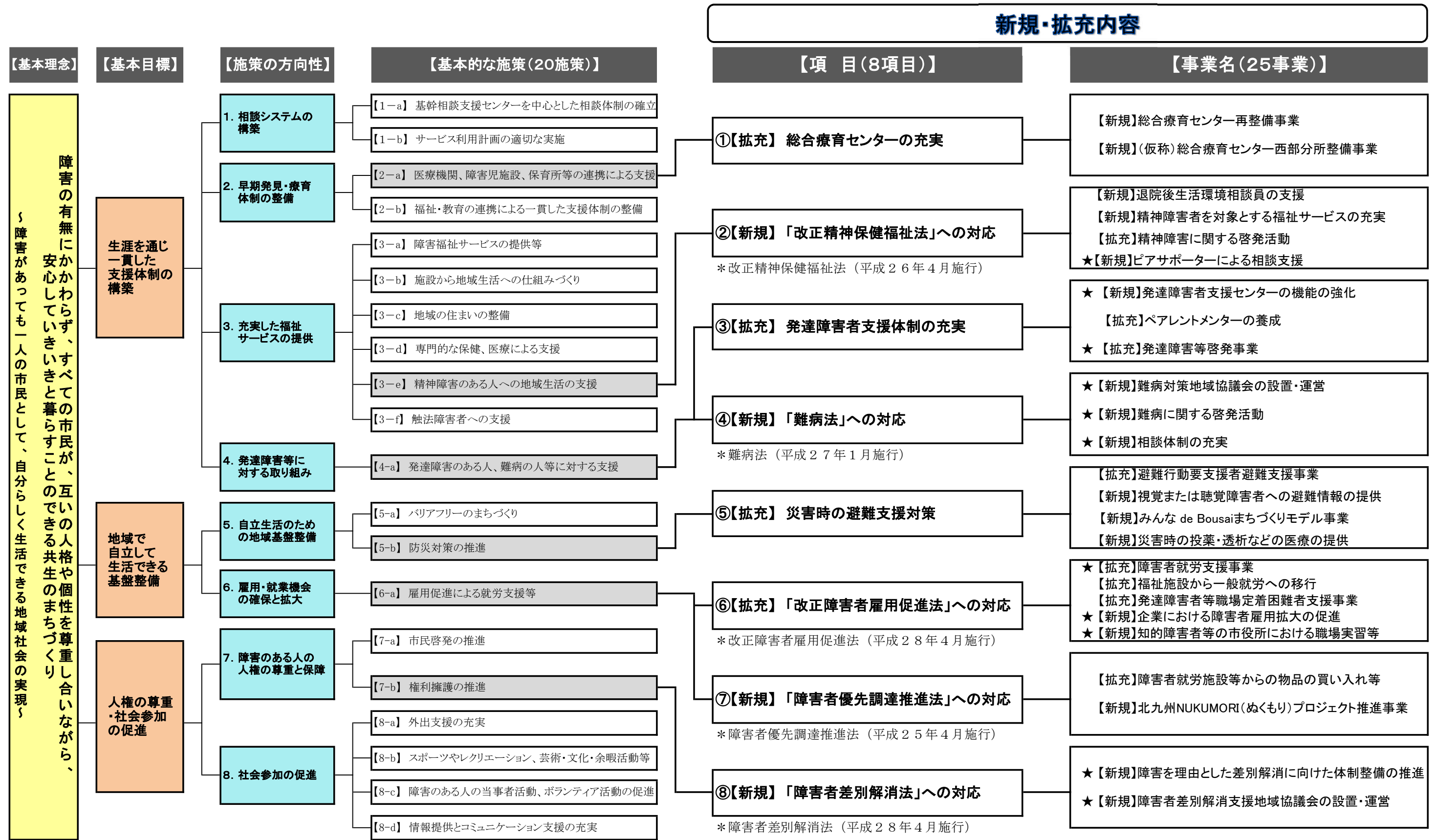
さらに、平成26年5月に、難病対策の基本となる「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から施行されることとなりました。

このように、平成24年の計画策定後、様々な法整備が行われており、本市においても、こうした法律に対応した取り組みを進めているところであり、今後もその充実を図っていく必要があります。

また、当初計画策定から3年が経過し、特にニーズの高い、「総合療育センターの再整備」や「発達障害者支援体制の充実」、「災害時の避難支援対策」などについて、その後の取り組み成果を踏まえ、計画策定時の内容をさらに拡充し、今後の施策の方向を計画に書き加えていくことが必要となっています。

こうしたことから、北九州市障害者計画は、計画期間を平成24年度から平成29年度までの6年間としています。今回の第4期北九州市障害福祉計画の策定に合わせて、これらの国の法整備への対応と本市の新たな取り組みを北九州市障害者計画【拡充版】として、新規・拡充項目を追記することとしました。

2 北九州市障害者計画における新規・拡充内容(平成27年度～29年度)



★は、平成27年度以降、新規または拡充して取り組む新規・拡充事業 11件(新規 9件、拡充 2件)
 その他は、平成24年度以降、平成26年度までに、すでに新規または拡充に着手済のもの 14件(新規 8件、拡充 6件)

(1) 【拡充】総合療育センターの充実 【総合療育センター再整備事業】

【2-a】医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

現 状

総合療育センターは、昭和53年の開設以来、本市の障害児（者）の療育及び医療の中核施設として、障害のある子どもの早期発見・早期支援、障害の程度に応じた療育訓練、相談支援など、様々な先進的な取り組みを行ってきました。

その一方で、近年、重症心身障害児（者）や発達障害児（者）の増加、在宅障害者の介護者の高齢化など、障害児（者）を取り巻く環境の変化に伴い、障害児（者）の医療・福祉に対するニーズは多様化、拡大化しています。

しかし、総合療育センターは、開設後35年以上が経過し、施設の老朽化や狭隘化等が進み、これらニーズの多様化・拡大化、また、それに伴う利用者の増加等に十分に対応することが困難となっています。

また、総合療育センターは小倉南区にあり、本市西部地区から通うには距離的に遠く、利用者の負担が大きいと、より身近な地域での療育機能の充実が求められています。

そのため、本市では、「北九州市総合的な療育のあり方検討会」の報告（平成22年10月）等も踏まえ、平成24年度、総合療育センターの再整備に向けて、機能面や施設面からの検討を行い、基本方針を整理しました。

基本方針では、病床の増設や診療体制の充実等の機能強化を図るため、現在と同じ小倉南区春ヶ丘地区内での移転により、総合療育センター（本体）の建替えを行うとともに、市西部地区に在住する利用者の負担を軽減するため、新たに、八幡西区内に（仮称）総合療育センター西部分所を設置することとしました。

その後、平成25年度には、有識者や利用者等からなる「北九州市総合療育センター再整備基本計画等アドバイザー会議」の意見等を踏まえながら、新しい施設の具体的な機能や規模、施設整備計画等について検討を行い、平成26年5月に基本計画として取りまとめました。

また、平成26年度には、この基本計画を踏まえ、総合療育センター（本体）については基本設計、（仮称）西部分所については、実施設計にそれぞれ着手しました。

今後の方向性

- 総合療育センター（本体）については、今後、実施設計、建築工事を行い、平成30年度中の開所を目指します。
- （仮称）西部分所については、今後、改修工事を行い、平成28年度中の開所を目指します。
- 今回の再整備にあたっては、総合療育センターのさらなる機能向上や障害児（者）の在宅生活の支援体制の強化を図ることとしています。

主な事業

	事業名	事業内容	所管課
新規	総合療育センター再整備事業	<p>総合療育センター（本体）について、病床の増設等の機能強化を図るため、近接地での移転建替えを行います。（平成30年度中の開所を目標）</p> <p>1 主な機能強化</p> <p>(1)病床の増設（100床（うち短期入所20床）⇒165床（うち短期入所30床））</p> <p>(2)児童精神科、婦人科の新設</p> <p>2 施設整備計画</p> <p>(1)計画地：小倉南区春ヶ丘10番</p> <p>(2)延床面積：約18,400㎡【平成25年度～】</p>	保健福祉局 障害福祉課
新規	(仮称)総合療育センター西部分所整備事業	<p>市西部地区からの利用者の負担を軽減するため、新たに八幡西区に（仮称）総合療育センター西部分所を設置します。（平成28年度中の開所を目標）</p> <p>1 機能</p> <p>(1)外来診療（初診を除く。） ※小児科や整形外科等、5診療科を設置。</p> <p>(2)リハビリテーション</p> <p>(3)児童通園（定員40名）</p> <p>2 施設整備計画</p> <p>(1)所在地：八幡西区若葉一丁目8番1号 ※旧西部障害者福祉会館を改修。</p> <p>(2)延床面積：1,874㎡【平成25年度～】</p>	保健福祉局 障害福祉課

イメージパース（総合療育センター（本体））



(2) 【新規】「改正精神保健福祉法」への対応

【3-e】精神障害のある人への地域生活の支援

現状と課題

精神障害者の治療が入院医療中心であったこと、また、長年にわたり一部の家族に重い負担となっていた保護者制度など、精神障害者や家族を取り巻く諸問題を背景に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下、改正精神保健福祉法という）が平成25年6月に改正され、平成26年4月1日施行されました。

この法改正では、精神障害者の地域への移行を促進するため、

- ①厚生労働大臣は、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定める。
- ②家族の高齢化に伴い、負担が大きくなっている等の理由から保護者制度を廃止する。
- ③医療保護入院について、保護者の同意要件を外し、家族等のいずれかの者の同意を要件とする。また、精神科病院の管理者には、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談を行う者の設置と地域援助事業者との連携等を義務付ける。
- ④精神医療審査会に関する見直しを行う。

といったことなどが規定されました。

改正法に基づき「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（以下、指針という）が定められました。

この指針では、「入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性」を定めており、精神病床の機能分化に関することや、精神障害者の居宅等における保健医療や福祉サービスの提供に関すること、そして、精神障害者に対する医師をはじめとする医療従事者の連携に関することなどが盛り込まれています。

精神障害者の地域移行を促進するためには、国・県・市がそれぞれの役割のもと取り組むことが必要であり、本市においても、地域での受け皿づくりや相談支援、啓発などに力を入れていくことが求められています。

今後の方向性

- 医療保護入院者の退院支援を行うため、病院に設置される退院後生活環境相談員と相談支援事業者等の地域援助事業者との合同研修等を行い、相談技術の向上と連携を図ります。
- 地域生活を支えるための多職種チームが連携する支援をはじめ、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進、在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図ります。

○地域移行後、精神障害者の地域活動への参加、地域住民のネットワークによる見守りなど、精神障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。

○精神疾患を患った経験を持つピアサポーターが、精神科病院を訪問し、入院中の精神障害者との交流を図り、退院に向けた支援を行います。

また、ピアサポーターを相談支援事業者に派遣し、経験者の立場から入院中の精神障害者の退院支援を行います。

主な事業

	事業名	事業内容	所管課
新規	退院後生活環境相談員の支援	精神科病院に設置される退院後生活環境相談員と地域援助事業者との合同研修等を行い、相談技術の向上と連携の促進を図ります。 【平成26年度～】	保健福祉局 障害福祉課 精神保健福祉センター
新規	精神障害者を対象とする福祉サービスの充実	地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援をはじめ、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進、在宅生活を支える生活介護や自立訓練、就労移行支援などの障害福祉サービスについて充実を図ります。 【平成26年度～】	保健福祉局 障害福祉課
拡充	【事業番号92】 精神障害に関する啓発活動	地域移行後、精神障害者の地域活動への参加、地域住民のネットワークによる見守りなど、精神障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動の充実を図ります。 【平成25年度～】	保健福祉局 障害福祉課 精神保健福祉センター
新規	ピアサポーターによる相談支援	ピアサポーターが、精神科病院を訪問し、入院中の精神障害者との交流を通して退院に向けた支援を行います。 また、ピアサポーターを相談支援事業者へ派遣し、経験者の立場から入院中の精神障害者の退院支援を行います。	保健福祉局 障害福祉課

(3)【拡充】発達障害者支援体制の充実

【4-a】発達障害のある人、難病の人等に対する支援

現状と課題

発達障害児（者）への支援については、平成17年4月の発達障害者支援法の施行に伴い、発達障害者支援センター「つばさ」による相談支援、早期発見・早期対応の充実、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援などの取り組みを進めてきました。

その中で、本市の体制については、平成24年度に発達障害児（者）への切れ目のない支援を行うため、保健福祉局障害福祉課内に発達障害担当課長、係長及び係員の専任ラインを設けるとともに、子ども家庭局や教育委員会の関係課長及び係長を発達障害担当兼務とし、市全体で取り組む体制を整備しました。その後、発達障害者支援センター「つばさ」と市関係部局は、情報の共有化やライフステージに応じて求められる必要な支援について連携しながら、発達障害児（者）への施策の推進に取り組んできました。

「つばさ」への相談状況については、引き続き相談者数、相談件数とも毎年度増加しており、近年では、乳幼児期や学齢期よりも成人期の相談が多くなっています。

その相談内容は、就労に関すること、ひきこもりへの家族の対応方法等の家族負担の軽減に関することなどであり、高校や大学から成人期に至る過程での支援が求められています。

また、地域生活の受け皿となる障害福祉サービス事業所等においては、発達障害者への支援に対するスキルが不足している事業所も多く、これらの支援が課題となっています。

今後の方向性

発達障害児（者）への支援のニーズは依然として高く、引き続き、継続して取り組む必要があります。

今後は、特に、発達障害を気づかれずに、大人になってから発達障害と診断される方などに重点を置き、適切な支援の強化を図ります。

○現在、市内東部の小倉南区春ヶ丘地区及び西部の若松区小池学園敷地内にある発達障害者支援センター「つばさ」の機能の強化を図ります。

○本センターでは、高校・大学等をはじめ、成人期における当事者やその家族に対する支援を強化します。

○また、発達障害者に対する専門的な助言などを通じて、学校卒業後の就労場所や居場所の拡大などを進め、本人の生きづらさや家族が抱える負担の軽減を図ります。

○発達障害への正しい理解と支援を広めていくため、学校関係者をはじめ広く市民等に対して、啓発を継続して実施します。

主な事業

	事業名	事業内容	所管課
新規	発達障害者支援センターの機能の強化	<p>発達障害者支援センター「つばさ」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合療育センターや小池学園等の関係機関との連携 ・就労系福祉サービス事業所に対する就労現場での効果的な支援 ・関係機関、福祉サービス事業所等職員の技術向上のための人材育成支援 ・在宅での生活が続き、社会参加が難しい人への支援 <p>等の機能強化を検討します。</p>	保健福祉局 障害福祉課
拡充	【事業番号 103】 ペアレント メンターの養成	<p>発達障害のある子どもの子育てを経験しているペアレントメンターが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの関わり、家庭での過ごし方 ・利用できる福祉サービスや支援機関 ・学校等との関わり <p>等に加え、成人期における地域での暮らし方について情報提供等を行うことで、親が抱える不安の軽減を行います。</p> <p>【平成26年度～】</p>	保健福祉局 障害福祉課
拡充	【事業番号 106】 発達障害等啓発 事業	<p>高校や大学等での発達障害に関する知識、理解を広げていくため、教員や学生等を対象とした研修会の開催やリーフレットの配布等を行っていきます。</p>	保健福祉局 障害福祉課

(4)【新規】「難病法」への対応

【4-a】発達障害のある人、難病の人等に対する支援

現状と課題

平成25年4月に施行した「障害者総合支援法」において難病が障害の一つに加えられ、政令で130疾患が障害福祉サービスの対象となりました。

その後、「難病の患者に対する医療等に関する法律（いわゆる「難病法」）」が、難病の患者に対する医療その他の施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成26年5月に成立し、平成27年1月から施行されることとなりました。

この新法では、

①厚生労働大臣は、難病の施策を総合的に推進するための基本方針を策定

②難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の確立

等が定められており、医療費助成の対象となる難病が56疾病から約300疾病に増加することとなっています。

また、役割分担としては、国が難病に関する調査研究を、都道府県が難病相談支援センターの設置など療養生活の環境整備を、保健所を設置する市等は、関係機関等による「難病対策地域協議会」を置くように努めること等が規定されています。

本市においても、国、県、市の役割のもと、難病対策の充実に取り組んでいくことが、求められています。

今後の方向性

- 医療費助成の対象疾患が増えることから、新たに対象となる市民が円滑に制度を利用できるよう、市政だよりやホームページなどにより、患者団体や医療機関に周知を図ります。
- 地域における難病患者への適切な支援を図るため、福祉、就労、医療などの関係機関、関係団体によって構成する「難病対策地域協議会」を設置します。
- 難病患者の社会参加を進めるために、難病の特性や多様性など、難病に対する社会全体の理解を進めるよう、市民への正しい知識の普及と啓発を行います。
- 難病患者やその家族等の日常生活全般にわたる様々な悩みや相談に対応するため、難病に関する知識を有する保健師等の専門職の育成や配置など、必要な体制について検討します。
- 平成30年度の難病医療費助成事務の県から政令指定都市への移管に向けた準備を行います。

主な事業

	事業名	事業内容	所管課
新規	難病対策地域協議会の設置・運営	地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化等を図るとともに、支援体制の整備に関して、医療・福祉・教育等の関係機関や難病患者等が協議する「難病対策地域協議会」を設置します。	保健福祉局 障害福祉課 保健医療課 保健所
新規	難病に関する啓発活動	難病に関する情報の収集、整理及び提供並びに教育活動、広報活動を通じた難病に関する正しい知識の普及を図ります。	保健福祉局 障害福祉課 保健医療課 保健所
新規	相談体制の充実	難病患者やその家族等の日常生活全般にわたる様々な悩みや相談に対応するため、難病に関する知識を有する保健師等の専門職の育成や配置など必要な体制を検討します。また、平成30年度の難病医療費助成事務の県から政令指定都市への移管に向けた準備を行います。	保健福祉局 障害福祉課 保健医療課 保健所

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月23日成立）

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成^(注)に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

(注)現在は法律に基づかない予算事業(特定疾患治療研究事業)として実施している。

概要

(1) 基本方針の策定

- 厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定。

(2) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

- 都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病(指定難病)の患者に対して、医療費を支給。
- 指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定。
- 支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。
- 都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。
- 医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担。

(3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進

- 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。

(4) 療養生活環境整備事業の実施

- 都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。

施行期日

平成27年1月1日 ※児童福祉法の一部を改正する法律(小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成の法定化)と同日

【出典】厚生労働省：難病の患者に対する医療等に関する法律の概要

(5)【拡充】災害時の避難支援対策

【5－b】防災対策の推進

現状・課題

大規模広域な災害に対する即応力の強化や住民等の円滑かつ安全な避難の確保、平素からの防災への取り組みの強化のために、平成25年6月に災害対策基本法が改正されました。

これに基づき、災害発生時に自力又は同居する家族等の支援で避難することが困難な障害者・高齢者を事前に把握し、避難行動要支援者名簿に登録するとともに、平常時からその情報を個人情報に留意しながら、本人の同意のもと、地域に提供することにより、災害時における自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する、「避難行動要支援者避難支援事業」を実施しています。

本市においては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や要介護認定者など、身体的要件に該当する方のうち、土砂災害危険箇所などの危険度の高い地域に居住している方を避難支援事業の対象としています。

しかし、自治会（市民防災会）や民生委員などの避難支援等関係者に名簿を提供することに同意されない方への対応が課題となっています。

また、平成26年度北九州市障害児・者等実態調査結果において、「災害時の対策として必要な支援」については、「避難の介助、声かけ、誘導等」、「災害・避難情報の提供」、「投薬・透析などの医療」、「障害者のための避難場所」を求める声があがっています。

今後の方向性

- 今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けて、避難行動要支援者等への情報提供や福祉避難所の活用、地域住民による避難支援等についての助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。
- 災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール（もらって安心・まもるくん）、ホームページ、ツイッター等を活用し積極的に提供します。
- 避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの市内の各世帯への配布などにより防災意識の向上に取り組みます。
- 一般の避難所での生活が困難な方のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。

主な事業

	事業名	事業内容	所管課
拡充	【事業番号 125】 避難行動要支援者避難支援事業	<p>災害発生時に自力又は同居する家族等の支援で避難することが困難な障害者・高齢者などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、災害時における自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進します。</p> <p>また、一般の避難所での生活が困難な方のために、特別な配慮がなされた避難所として、福祉避難所の確保に継続して取り組みます。</p> <p>【平成25年度～】</p>	<p>危機管理室 危機管理課</p> <p>保健福祉局 いのちをつなぐ ネットワーク 推進課</p> <p>各区役所</p> <p>各消防署</p>
新規	視覚または聴覚 障害者への避難 情報の提供	<p>現在、避難勧告等の情報は、テレビやラジオ、ホームページ、緊急速報メール、登録制防災メール、ツイッター、市民防災会の連絡網などを活用して伝達していますが、今後、情報入手が困難な視覚または聴覚障害者に対して、避難情報を提供する仕組みを検討していくこととしています。</p> <p>【平成26年度～】</p>	<p>危機管理室 危機管理課</p>

	事業名	事業内容	所管課
新規	みんな de Bousai まちづく りモデル事業	<p>地域ぐるみの防災ネットワーク構築に向け、自治会、民生委員、PTA、外国人、障害者、大学生、企業、NPO、子育てしている人など、地域の様々な方が参加する住民主体の地区 Bousai 会議を設置し、当該地区における防災活動を活性化するとともに、周辺地区への発展を図るため、小学校区単位でモデル事業を実施します。</p> <p style="text-align: right;">【平成26年度～】</p>	危機管理室 危機管理課
新規	災害時の投薬・ 透析などの医療 の提供	<p>災害時における医療の提供については、本市の地域防災計画において北九州市医師会や災害拠点病院等、関係機関と協力し、円滑適切に行えるよう計画しています。この中で、投薬等の医療が必要な方には、救護所において医師会や市立病院等が編成する救護班が対応することとしています。また、「人工透析等の特殊な医療を必要とする方については、人工透析装置を設置する診療所、病院への搬送を含め、必要な措置を行う」としており、透析のために必要な電気や水を確保するため、医療機関への支援を行うこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【平成24年度～】</p>	保健福祉局 保健医療課 各区役所

(6)【拡充】「改正障害者雇用促進法」への対応

【6-a】 雇用促進による就労支援等

現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（いわゆる「障害者雇用促進法」）は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律であり、平成25年4月から民間企業の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられています。

この法律の改正法が平成25年6月に施行され、

- ① 平成28年4月から、雇用分野における障害を理由とした差別的取扱いが禁止されるとともに、事業主に対し、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講じることが義務づけられます。
- ② 平成30年度から、精神障害者の雇用が義務づけられるとともに、法定雇用率の見直しなどが予定されています。

本市においては、国・県・市が共同で設置・運営する「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点に、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業所等の関係機関と密接な連携を図りながら、働く意志や能力のある障害者の就労に至るまでの各段階や就労後の定着支援等を、個々人の状況に応じてきめ細かにサポートしており、以下のとおり着実に成果を積み重ねています。

	23年度	24年度	25年度
就職人数	79人	88人	90人
定着支援件数	1,083件	1,355件	1,445件
職場開拓訪問件数	1,783件	1,458件	1,560件

しかし、一方では

- ①福岡県内の企業の約半数が、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率（現行：2.0%）に達していない
- ② 近年、雇用拡大が著しい知的障害者、精神障害者の職場定着の支援のさらなる強化
- ③ 障害者雇用率の算定対象とならない、発達障害者や難病者の就労支援のさらなる充実等の課題があります。

今後の方向性

障害者を一定期間雇用し、適性や業務遂行能力等を見極める「トライアル雇用」や、雇用助成金、職場定着支援などを実施している国等の機関と連携を図りながら、「北九州障害者しごとサポートセンター」を拠点とする障害者の就労支援ネットワークを活用し、

- 精神障害者・難病者・発達障害者の就労支援の充実、就労後の定着支援機能の充実を図ります。
- 障害者を雇用する企業の誘致や、市役所における職場実習機能の充実等の取組みを通じ、障害者雇用の更なる拡大を目指します。

主な事業

	事業名	事業内容	所管課
拡充	【事業番号 33】 障害者就労支援事業	<p>○職場定着支援の強化 しごとサポートセンターや国の機関に配置されているジョブコーチが密接に連携を図りながら、近年、増加が著しい知的障害者や精神障害者等の就労後の職場定着を支援する機能を充実します。 【平成24年度～】</p> <p>○精神障害者の就労支援の強化 職場定着支援を含む通常の就労支援に加え、同センターに配置している臨床心理士が当事者の状況に応じた適切なサポートを行うとともに、医療機関との連携を図りながら、その就労の促進を図ります。 【平成24年度～】</p> <p>○障害者雇用にかかる啓発活動の充実 平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」に基づく様々な啓発活動の中で、障害者雇用の理解を広めていきます。</p>	保健福祉局 障害福祉課

	事業名	事業内容	所管課
拡充	【事業番号：127】 福祉施設等から 一般就労への 移行	障害者の自立した生活の基盤となる一般就 労の拡大に向けて、特別支援学校、就労移行 支援事業所、職業能力開発機関、企業等と緊 密な連携を図ります。 【平成25年度～】	保健福祉局 障害福祉課
拡充	【事業番号：105】 発達障害者等 職場定着困難者 支援事業	障害特性への理解や、雇用助成金等の国の 支援メニューを啓発するとともに、「福岡県 難病相談・支援センター」、「北九州市発達障 害者支援センターつばさ」との情報交換等 による連携の強化を図ります。特に、難病者 については医療機関との連携を図ります。 【平成24年度～】	保健福祉局 障害福祉課
新規	企業における 障害者雇用拡大 の促進	特例子会社等の障害者雇用事業所の誘致 に取組み、障害者雇用の場の創出を目指し ます。	産業経済局 企業立地 支援課 保健福祉局 障害福祉課
新規	知的障害者等の 市役所における 職場実習等	知的障害者に市役所内での業務経験の場を 提供し、民間企業等への就職をサポートす ることを目的とした現行の「チャレンジ雇用制 度」の拡充・強化を図ります。	保健福祉局 障害福祉課 総務企画局 人事課

(7)【新規】「障害者優先調達推進法」への対応

【6-a】雇用促進による就労支援等

現状と課題

「障害者優先調達推進法」は、障害者就労施設等が提供する物品やサービスについて、売り上げの増加を図り、就業の機会の確保など障害者の自立の促進を目的として、平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。地方公共団体等は、毎年度の調達方針の策定・公表及び調達実績の取りまとめ・公表等を行うとともに、障害者就労施設等からの優先的な調達や受注の機会を増やす取組みに努めなければならないとされています。本市では、平成25年度から調達方針を定め、市役所全体で障害者就労施設等からの物品やサービスの調達の推進に取り組んでおり、調達実績の公表等も行っていきます。

また、平成25年度からは、障害者就労施設等で就労する障害者の工賃アップや地域生活や社会参加の推進を図るため、北九州NUKUMORI（ぬくもり）ブランドなど魅力ある商品の開発、販路の拡大・開拓、品質の向上など、障害者就労施設を積極的に支援する「北九州NUKUMORIプロジェクト推進事業」を実施しています。

今後、障害者就労施設等からの継続的・安定的な調達の仕組みづくり及び現在の支援の取り組みが障害者就労施設等の売り上げの増加や工賃のアップなど具体的な成果につなげていくことや、障害者自立支援ショップ「一丁目の元気」（小倉北区）、「元気っちゃ！」（八幡西区）の安定した経営のための支援などを行っていくことが求められています。

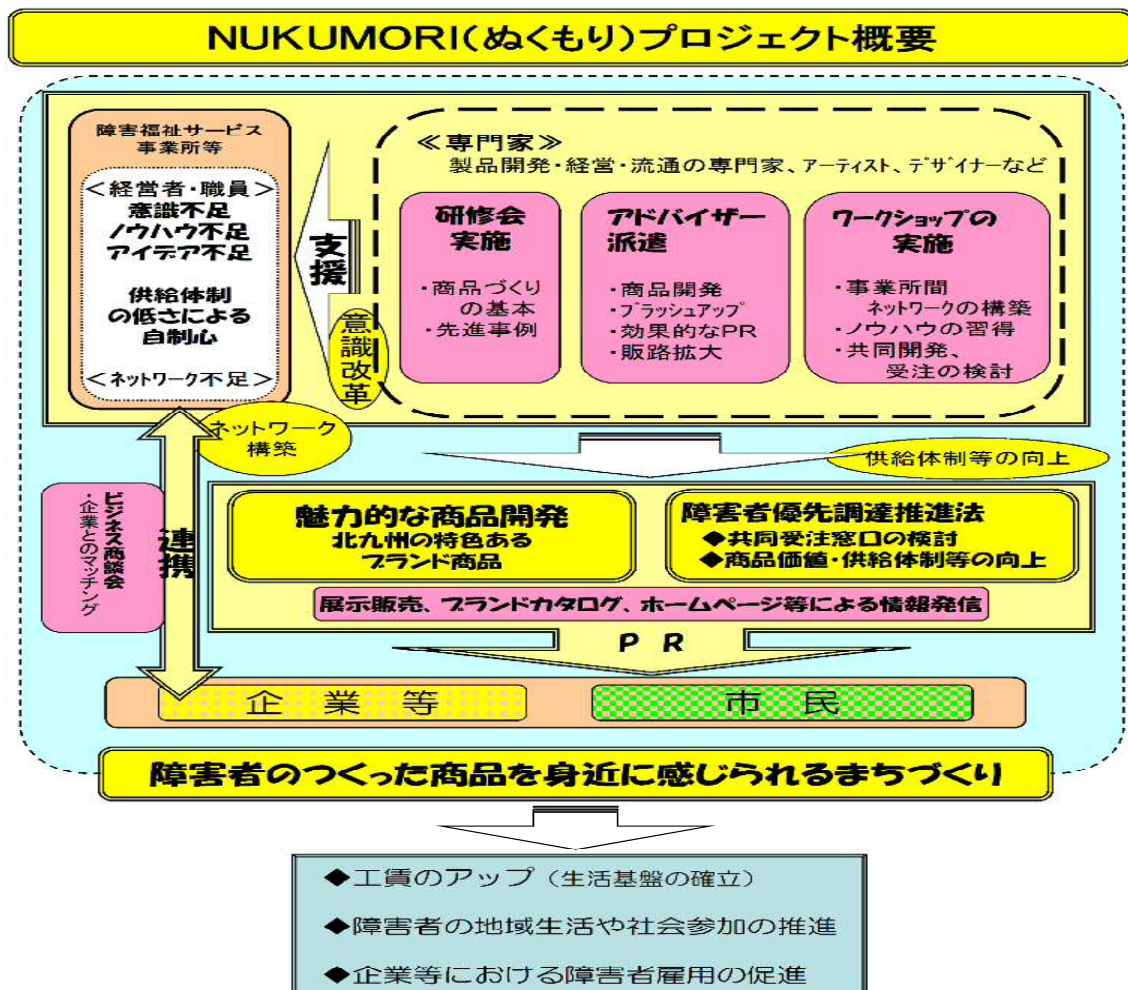
今後の方向性

今後もこうした取り組みを継続し、障害者の自立と社会参加の促進を図っていくことが必要です。

- 調達方針に基づき、障害者就労施設等の物品やサービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、市役所全体で調達の促進に取り組めます。
- 今後も「北九州NUKUMORIプロジェクト推進事業」を継続して実施し、障害者就労施設間の連携強化、魅力ある商品開発、受発注業務や販路の拡大・開拓等を行う共同受注窓口の設置など、障害者就労施設等の支援の充実に取り組めます。
- 引き続き、障害者自立支援ショップ、小倉北区の「一丁目の元気」や八幡西区の「元気っちゃ！」を支援します。

主な事業

	事業名	事業内容	所管課
拡充	【事業番号：131】 障害者就労施設等からの物品の 買い入れ等	障害者優先調達推進法に基づき、本市における調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品やサービスの率先的な調達に取り組み、売上の向上等を図ります。 【平成25年度～】	保健福祉局 障害福祉課
新規	北九州NUKUMORI（ぬくもり）プロジェクト 推進事業	障害者就労施設等の連携の促進、北九州ぬくもりブランド商品の開発、販路開拓・拡大、製品開発や流通等の専門家との連携、共同受注窓口の開設、研修など、障害者就労施設等の取組を支援します。 【平成25年度～】	保健福祉局 障害福祉課



(8)【新規】「障害者差別解消法」への対応

【7-b】権利擁護の推進

現状と課題

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を定める「障害者権利条約」が平成26年1月に日本でも批准され、2月から発効しています。

この条約の理念に基づき、障害を理由とした差別を解消するための措置を講じ、全ての国民が障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を図ることを目的に、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が成立し、平成28年4月から施行されます。

この法律においては、差別を解消するための措置及び支援措置として、

- ① 「障害を理由とした差別的な取扱いの禁止」が、行政機関等及び事業者の義務に、また、過度の負担を伴わない「合理的な配慮の提供」が行政機関等には義務として、事業者には努力義務として定められています。
- ② 国が策定する「基本方針」に基づき、主務大臣が、事業者の適切な対応に資する指針（対応指針）を示すとともに、地方公共団体等は、職員の適切な対応に資する要領（対応要領）策定の努力義務が定められています。
- ③ 障害を理由とした差別を解消するための支援措置として、「相談・紛争解決の体制整備」「普及・啓発活動の実施」が地方公共団体の義務として、また、「地域における関係機関等の連携体制の構築（障害者差別解消支援地域協議会の設置）」が地方公共団体の努力義務として定められています。

障害を理由とした差別の解消に向けて、これまでも、市役所内の関係各課や障害者団体等が密接な連携を図りながら、人権啓発イベントの開催、出前講演、啓発パンフレットの作成・配布、市政ラジオ等の様々な手法を活用して、広く啓発活動を行ってきました。

平成26年度に実施した「北九州市障害児・者等実態調査」では、依然として多くの人が「障害者差別」や「人権侵害」を経験しており、今後、障害者差別解消法が示している各措置の具体化を通じて、差別の解消を積極的に推進していくことが強く求められています。

今後の方向性

平成28年4月の法律の施行に向けて、

- 法律に定められた各措置等の検討のため、障害者本人や関係団体等との意見交換を行うとともに、障害者本人、障害者団体、民間事業者、学識経験者、弁護士等を構成メンバーとする検討会議を設置し、国の「基本方針」に基づき、差別解消に向けた体制の整備を図ります。
- 市役所内の全庁横断的な会議を設置し、「合理的な配慮の提供」等の観点から事務・事業を点検し、必要な対応を検討します。
- 障害者団体や市役所内部の関係各課と連携を図りながら、それぞれの役割分担のもと、市民や民間事業者に向けて広く普及啓発に努めます。

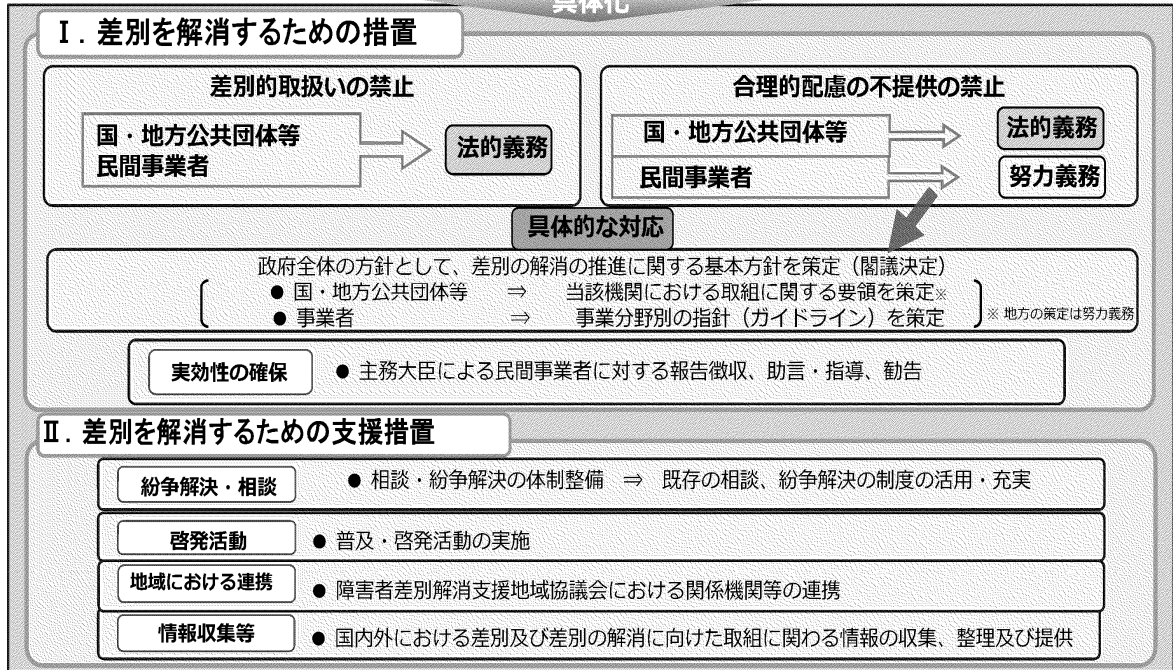
主な事業

	事業名	事業内容	所管課
新規	障害を理由とした差別解消に向けた体制整備の推進	平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」に基づき、 ・障害者等からの相談や、紛争防止や解決に対応できる体制の整備 ・「合理的な配慮」の提供ができるよう、市役所内における全庁横断的な会議の設置など、障害を理由とした差別解消のための体制整備を図ります。	保健福祉局 障害福祉課
新規	「障害者差別解消支援地域協議会」の設置・運営	平成28年4月の法施行に向けて、差別に関する相談や、紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築するため、障害者団体や差別解消に資する関係機関等と連携し、協議会を設置・運営します。	保健福祉局 障害福祉課

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

【出展】 内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要